

なないろ波子 運営規程  
(指定児童発達支援事業・指定放課後等デイサービス)

(事業の目的)

第1条 合同会社演舞企画(以下「事業者」という。)が設置するなないろ波子(以下「事業所」という。)が行う児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づく指定児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び通所給付決定保護者(以下「保護者」という。)に対し、適切な指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、また、生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の心身の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。

2 事業者は、当該障害児の意思及び人格を尊重して、常に障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めるものとする。

3 事業者は、地域及び家庭との結びつきを重視し、都道府県、関係市町村、障害福祉サービス事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 前3項のほか、事業者は、法及び法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 なないろ波子
- (2) 所在地 江津市波子町イ1255-230 4号室

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 指定児童発達支援に従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(兼務)  
管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1人(兼務)  
児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成業務のほか、障害児又はその

家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員 2人(常勤専従 2人)

児童指導員は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

(4) 保育士 1人(常勤専従 1人)

保育士は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

(5) 障害福祉サービス経験者 1人(常勤専従 1人)

障害福祉サービス経験者は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

2 指定放課後等デイサービスに従事する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(兼務)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1人(兼務)

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成業務のほか、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

(3) 児童指導員 2人(常勤専従 2人)

児童指導員は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

(4) 保育士 1人(常勤専従 1人)

保育士は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

(5) 障害福祉サービス経験者 1人(常勤専従 1人)

障害福祉サービス経験者は、児童発達支援計画に基づき、障害児及び保護者に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 指定児童発達支援の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、(国民の祝日、8月14日～16日、12月29日から1月3日まで)を除く

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

(4) サービス提供時間 午前9時30分から午後1時30分までとする。

2 指定放課後等デイサービスの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、(国民の祝日、8月14日～16日、12月29日から1月3日まで)を除く

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

(4) サービス提供時間

第一単位 午後1時30分から午後5時30分までとする。(授業終了後)

第二単位 午前9時30分～午後3時30分までとする。(長期休暇等、教育委員会等が定める休業日)

(事業の利用定員)

第6条 利用定員は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスを合わせて10人とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類は、自閉症・発達障害とする。

(支援の内容)

第8条 事業所で行う指定児童発達支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活における基本的な動作の指導

(2) 集団生活への適応訓練

(3) レクリエーション行事

(4) 利用者の自宅と事業所間の送迎

(5) 相談及び援助

2 事業所で行う指定放課後等デイサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 生活能力向上のための訓練

(2) 集団生活への適応訓練

(3) レクリエーション行事

(4) 利用者の自宅又は学校と事業所間の送迎

(5) 相談及び援助

(保護者から受領する費用の額等)

第9条 事業者は、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス(以下「指定児童発達支援等」という。)を提供した際は、保護者から、市町村が定める負担上限額の範囲内において通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援等を提供した際は、保護者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができ

るものとする。

(1) おやつ代 1日100円

(2) 前号に掲げるもののほか、指定児童発達支援等において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの。

4 事業者は、第1項から第3項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

5 事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

江津市内、浜田市内

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 障害児が指定児童発達支援等の提供を受ける際は、次の各号に掲げる事項に留意してもらうよう説明を行うものとする。

(1) 事業所内の機器使用にあたっては、職員の指示に従うこと。

(2) 感染の可能性のある疾患及び症状が見られる場合は利用を中止すること。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の従業者は、指定児童発達支援等提供中に障害児の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害に備えるため、年2回(5月、11月)避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備するものとする。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に策定した改善策を従業者に周

知徹底するものとする。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を年 1 回実施するものとする。

2 障害児に対する児童発達支援等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

4 障害児に対する児童発達支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業者は、障害児等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置、苦情解決等の体制整備、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修その他必要な措置を講じるものとする。

(身体拘束等の禁止)

第16条 事業者は、指定児童発達支援等の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(苦情解決)

第17条 事業者は、提供した指定児童発達支援等に関する障害児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業者は、提供した指定児童発達支援等に関し、法の定めるところにより、県又は市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは物件の検査に応じ、及び障害児又は保護者等からの苦情に関して県又は市町村が行う調査に協力するとともに、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第18条 事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援等を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めるとともに、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年2回

2 前項の規定により、研修の実施計画を職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管し、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

(秘密の保持)

第19条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

(記録の保管)

第20条 事業者は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備することともに、当該記録を完結の日から5年間保存するものとする。

(人格の尊重)

第21条 児童発達支援等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定通所支援等を提供するものとする。

(その他)

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は合同会社演舞企画と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和3年6月1日より施行する。